

9-③ 津波注意報・津波警報発令

(浦戸第二小・浦戸中学校)

地震発生・津波注意報・津波警報発令

現場判断 ※ 避難の決定と指示 < 校長(教頭) >

< 児童生徒在校時 >

- ① 屋上への避難
- ② 児童生徒・教職員の安否確認，津波情報の収集（テレビ，防災無線等）
- ③ 関係機関への連絡・調整（教育委員会・市営汽船事務所・区長・浦戸開発総合センター・消防）
- ④ 通学路の状況把握，市営汽船運行状況把握
- ⑤ 対応計画の確認と実施
- ⑥ 家庭へ児童生徒の学校内留め置きとの連絡（※）
- ⑦ 今後の動きについて児童生徒へ連絡
- ⑧ 避難所開設の準備
- ⑨ 警報解除の確認，市営汽船運行開始
→ 保護者への引渡

※ 家庭への連絡は，メール配信及び連絡網で行う。
上記通信手段が遮断された場合，防災無線を通じて市教委経由で保護者と連絡を取り合う。

< 関係機関連絡先 >

- ・教育委員会（365-3216）
- ・市営汽船事務所（362-1591）
- ・浦戸開発総合センター（369-2240）
- ・区長（野々島： ）（桂島： ）（寒風沢島： ）

< 島内の登下校時 >

- ① 安全な避難場所（高台）への避難（学校・海の見える丘公園・熊野神社）
- ② 児童生徒・教職員の安否確認，津波情報の収集（テレビ，防災無線等）
- ③ 関係機関への連絡・調整（教育委員会・市営汽船事務所・区長・開発総合センター・消防）
- ④ 学校以外に避難した場合，帰校の状況把握
- ⑤ 帰校方法・帰校時刻等についての判断
- ⑥ 【帰校が困難な場合】
 - ・児童生徒を安全な場所に留め置き，現場で待機させる。
 - ・対応計画の確認と実施【帰校が可能な場合】
 - ・児童生徒を掌握し，樺ロードを歩いて学校まで集団で移動する。
 - ・対応計画の確認と実施
- ⑦ 家庭への連絡（※）
- ⑧ 今後の動きについて児童生徒へ連絡
- ⑨ 避難所開設の準備
- ⑩ 警報解除の確認，市営汽船運行開始
→ 保護者への引渡

< 市営汽船乗船時 >

- ① 市営汽船船長の指示を仰ぐ（塩竈棧橋，野々島棧橋，その他の棧橋，航行を続ける）
- ② 津波情報の収集（船舶無線，携帯電話等）
- ③ 関係機関への連絡・調整（教育委員会・消防等）
- ④ 対応計画の確認と実施
- ⑤ 家庭への連絡（※）
- ⑥ 今後の動きについて児童生徒へ連絡
- ⑦ 棧橋到着後，安全な避難場所（高台）への避難
野々島棧橋→熊野神社（→学校） 石浜棧橋・桂島棧橋→旧浦戸第二小学校
塩竈棧橋→マリゲート屋上
- ⑧ 警報解除の確認，市営汽船運行開始 → 保護者への引渡